

東串良町移住促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町の人口を増加させ、もって産業、教育、コミュニティ活動を一步前へ推し進めるための足掛かりとするため、本町に移住する者が住宅を取得する場合にその経費の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、東串良町補助金等交付規則（平成元年東串良町規則第8号）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入移住者 本町以外から定住の意思をもって、平成29年1月1日（以下「転入基準日」という。）以後本町へ転入し、本町の住民基本台帳に登録された者。ただし、本町への転入以前に、本町以外の住民基本台帳に3年以上の登録がある者に限る。
- (2) 世帯責任者 世帯において主として世帯の生計を維持している者又は住宅取得に係る経費を多く負担している者と町長が認める者
- (3) 転入日 本町の住民基本台帳に登録された日
- (4) 町内建築業者 本町に本社、支社若しくは営業所を有する建築業者、又は住所を有する個人建築業者
- (5) 町内設計業者 本町に本社、支社若しくは営業所を有する建築設計業者、又は住所を有する個人建築設計業者
- (6) 柏原小学校区 東串良町立小中学校の校区を定める規則（昭和60年東串良町教委規則第2号）第2条に規定する柏原小学校に係る校区
- (7) 町内賃貸住宅居住対象者 町が推進する定住促進住宅用地貸付事業の募集要項中、東串良町内の賃貸住宅に居住中で、本町出身でないという条件を満たす貸付対象者及び同居する親族（以下「賃貸対象者」という。）。ただし、その賃貸対象者に限り、転入基準日以前の転入及び本町で出生した者であっても、第1号の転入移住者とみなすことができる。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、転入移住者の世帯責任者で、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者及び町内賃貸住宅居住対象者とする。ただし、やむを得ない事情により、世帯責任者が当分の間本町へ転入できないと町長が認めた場合に限り、その配偶者を世帯責任者と見なすことができる。

- (1) 本町内に住宅を新築若しくは購入し、かつ、当該住宅に居住している者
- (2) 前号の住宅に引き続き5年以上居住する意思がある者で、生活の本拠がある者
- (3) 配偶者又は義務教育終了に満たない者を扶養する者
- (4) 居住地の振興会に加入している者
- (5) 過去3年度にわたり市町村民税の滞納がない者

(補助金の内容)

第4条 補助金の交付区分及び交付金額等は、別表第1に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、東串良町移住促進事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に別表第2に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、住宅取得日から起算して1年以内にしなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 町長は前条第1項に規定する交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により交付の決定及び額の確定を行い、東串良町移住促進事業補助金交付決定及び確定通知書（様式第2号。以下「補助金確定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による書類の審査及び現地調査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、東串良町移住促進事業補助金交付却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第7条 前条第1項の規定により交付決定及び額の確定を受けた者は、東串良町移住促進事業補助金交付請求書（様式第4号）に補助金確定通知書の写しを添えて、町長に請求しなければならない。

(補助金の返還等)

第8条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。この場合において、返還額は補助金の額から補助金の額に入居年数を5で除した数を乗じて得た額を差し引いた額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)とする。

- (1) 補助金交付申請日から5年以内に生活の本拠を本町外に移したとき。
- (2) 補助金交付申請日から5年以内に当該住宅を売却又は譲渡したとき。
- (3) 提出した書類に偽りその他不正があったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が相当と認める事由があったとき。

2 前項の入居年数とは、転入日から起算して当該住宅を生活の本拠としていた期間とし、その期間のうち1年に満たない期間については含めないこととする。

3 第1項第1号及び第2号に該当する者で、やむを得ない特別の事由があると町長が認める場合は、当該補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

4 町長は第1項の規定により補助金の返還を命ずるときは、東串良町移住促進事業補助金返還命令書（様式第5号）により申請者に通知する。

(報告等)

第9条 町長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の報告等を求められた場合は、速やかにその報告等に応じなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月31日告示第37号）

この要綱は、平成29年3月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成29年10月16日告示第78号）

この要綱は、平成29年10月16日から施行する。

附 則（令和元年12月12日告示第151号）

この要綱は、令和元年12月12日から施行し、令和元年5月15日から適用する。

別表第1（第4条関係）

| 交付区分 | 交付金額・加算額 | 交付限度額 |
|----------------------------|--|--------------------------|
| 転入基準日以後に東串良町内に住宅を新築した場合 | (1) 基本額 15万円 (2) 町内建築業者と契約した場合 50万円 (3) 町内設計業者と契約した場合 10万円 (4) 柏原小学校区内に建築した場合 10万円 (5) 義務教育終了に満たない者を扶養している場合 1人当たり10万円(最大30万円) | 住宅の新築又は購入に係る取得経費の総額の5分の1 |
| 転入基準日以後に東串良町内に存する住宅を購入した場合 | (1) 基本額 15万円 (2) 柏原小学校区の住宅を購入した場合 10万円 (3) 義務教育終了に満たない者を扶養している場合 1人当たり10万円(最大30万円) | |

別表第2（第5条関係）

| 交付申請時添付書類 | |
|-----------|--------------------------------------|
| 1 | 住民票謄本（続柄の記載されたもの） |
| 2 | 世帯全員の申請日以前4年間の住所が特定できる戸籍の附票（外国人は不要） |
| 3 | 住宅の登記事項証明書 |
| 4 | 住宅の新築に係る工事請負契約書又は住宅の購入契約書の写し |
| 5 | 個人の建築業者又は建築設計業者と契約した場合、当該業者の資格を証する書類 |
| 6 | 住宅の平面図（建築確認申請又は工事請負契約書の附属図書の写し）及び位置図 |
| 7 | 住宅の全景写真1枚 |
| 8 | 過去3年度分の市区町村民税等の滞納がないことが判別できる証明書 |
| 9 | 定住に関する誓約書（様式第6号） |
| 10 | その他町長が必要と求める書類 |